

# フェミニズムと権力

小山典子

## はじめに

今日、日本社会において「女性の時代」という言葉をしばしば耳にするようになった。メディアは見事社会進出を果たし優れた成功を治めた女性を、こぞって話題にしている。今年に入り爆発的なヒットとなった「iモード」(NTTドコモ)を生んだのも女性であった。彼女は勝因を女性特有の視点に強調する。このように一見女性にも男性と同等の能力が存在するように評価される時代が、到来しているかにみえる。しかし実際にそのとおりなのであろうか。先述したような例はほんの一部に過ぎず、大部分の女性を取り巻く厳しい現実にはメディアによって隠蔽されているのではないだろうか。私は、このところあたかも解放的に自らを演出する女性に、女性の抑圧された状況を感じとらずにはいられない。フェミニズムを個人の問題として捉え、抑圧を生み出した権力に対し、一切責任を迫らずにいる女性の態度。あるいは男性優位の社会の仕組みに適應することでそこから利用できる最大限の利益をひきだそうとする、弱者の知恵。これらはいずれも女性の抑圧をはっきりと示している。以下では女性の抑圧の背景に存在する「権力」の作用について明らかにしていきたい。

## 1. フェミニズムと権力作用

### (1) 権力の定義

いったい権力とは何であろうか？フェミニズムに作用する権力とはどのようなものであろうか？ここで問題にしたいのは<sup>1)</sup>、女性が語り、女性が主張し、女性が求めるその言葉自体を特定の方向に形成していってしまう力、あるいは女性が女性の運動を形成しようとするまさにそのときに、運動を特定の方向に誘導するべく、女性自身が使用する<sup>2)</sup>「権力ゲーム」を構造化している力である。この力こそ、フェミニズム運動を根源的に規定し、2世紀にわたる女性の運動を抑圧してきた正体である。それは、まさに生活世界の中の自明性としてうめこまれた、言葉と意味の特定の歪みであり、その歪みを正そうとする言説をすべて無効化させてしまう力である。批判と抗議を抑圧し、批判者と抗議者の姿をとりあう必要がないものとして社会的に抹殺していく力。この力は、抑圧や弾圧といった権力作用の存在そのものを消去してしまう。何も起こらなかつたように見せかけるのである。怒りに燃えた女性の抗議も、抗議した女性が被った様々なあざけりも、そしてそのあざけりに対して流した涙もすべて女性の一人芝居としてまとめられ、放置されるだけである。女性

運動は、自分自身の言葉の基礎を十分見据える必要がある<sup>3)</sup>。自分自身の言説がどのように言説空間に放たれ、それがどのようなイメージの女として定められていくのか。これらを十分に認識する必要がある。その認識こそフェミニズム運動の被ってきた言説空間における抑圧を、突破するための最初のステップである。次項においてその具体例を検証することにする。

### 性差をめぐる論争と権力作用

女性は、自身の体験や主張を表現しようとする時、困惑する場合がある。自分の言葉が知らず知らずのうちに何かの力によって変形されているように感じるのである。これは、言葉がすでにある<sup>4)</sup>意味体系の中でしかその意味を確定されないためである。言葉が発話されると、その意味は既存の社会関係の中の権利・義務関係の構造の中で意味を持つ。その構造は、発話の意味を、発話者の性別など様々な文脈により、限定する。そして多様な解釈を優先的に選択する。この優先的に文脈は<sup>5)</sup>、「問題」「問い」として、人々、すなわち女性に継承されている。性差、労働、家事など特定の用語は、既存の特定の「問題連関」と結びついている。そして、その「問題」は既存の社会関係の中での利害関係を伴う。発話者の所属するカテゴリーと子利害関係から、発話者の<sup>6)</sup>「意図」が「読み込まれる」。すなわち発話者は、この「問題」「問い」の内部においては、自らの意図とは無関係に、特定の「意図」を割り当てられるのである。この「問題連関」「問い」こそ、発話の意味を歪曲する磁場である。この「問題」「問い」のたてかたは既存の社会関係の権利・義務関係を反映する。これこそが社会構造の権利関係の産物なのである。すべての発話は、この既存の権力関係の効力を被っている。むしろ、この社会構造に埋め込まれた権利・義務関係と、それを反映した「問題」「問い」の構造は、特定の個人の意思や意図には還元できない。それは、人々の日常的な知識として伝達され、継承されてゆく。しかし、こうした作用こそ、権力作用の本質である。そのように考えてこそ、フェミニズムを取り巻く権力作用の様相が呈示できると思われる。以下では例に沿って説明する。「男と女は差異があるか？」この問いは、女性運動が常にさらされてきた問いである。この問いそれ自体は、単に、経験的問題の形式をとっている。「差異があるか差異がないか、データに基づいて客観的に判断せよ。」この問いの呈示者は、自らの問いが全く政治的な意図を含まない問いあるかのように、装うことができる。しかし、この問いは、客観的な問いとして成立していない。すなわち利害関係を伴う「問い」である。なぜなら、この「問い」がもし客観的な「問い」であるとすれば、なぜこの「問い」が女性に主として向けられてきたのかということ、説明できないからである。男女の差異は、どちらかの性が答えるべき問題ではない。それにもかかわらず、女性に、この「問い」が向けられるとすれば、その言語行為は、「差異を、女性に対する処遇の問題の判断の指標にする」という判断自体が政治的だからである。この問いは女性にとっては、二重拘束的な作用を持つ。すなわちこの問いは、女性にとっては、二重拘束的な作用を持つ。すなわちこの問いは、女性に「女性と男性の処遇の差異を認めるか

否か」という問いを同時に呈示していることになる。女性は一方に答えると、自動的に他方にも答えたことになってしまう。もし「ある」と答えたならば差異を認めるのだから男性と平等に取り扱われることは不可能であるとされてしまう。つまり<sup>7)</sup>この問いのたてられ方は、女性のみ、自分の運命についての自己受容をせまるのである。「あなたは、女性の運命を受容するか、それとも拒否するか」と。女性がこの問いに戸惑うのは当然である。この問いへの戦略は、問いを無視することか、あるいはこの問いの構造をあばくしかない。しかし、女性運動はこの問いをめぐる対立してきた。女性と男性の差異は存在しないとする立場と、女性は男性とは異なる特性を持つとする立場は、女性運動の最大の争点である。かつて与謝野晶子と平塚らいてうの間で行われた母性保護論争も、そのひとつである。このような対立は相互に許容できない敵となる。そして両者から架空の「意図」が産出されていくのである。「男女の差異を認める者は、性別役割分業に迎合する者だ」という「意図」の「読み込み」が女性と男性の差異を認めない前者からは行われる。一方差異を認めた後者は前者に対し、「前者は男になろうとしている」という意図の読み込みを進めてしまうのである。しかしこれらの読み込みは、各々の立場を表明するために敵の存在をチェックする必要から生じるものである。前者の主張は単に、性別役割分業の否定のために行われているのに、結果後者によって、それは女性が男性になろうとしていることであるというイメージが産出されてしまうのである。こうしたイメージを立場の異なる両者が、互いに産出してしまえば互いの発言の効力は弱まる。女性の不毛な対立が続くのみとなる。結果、女性運動の不滅につながるのである。女性は自らが決して立ててはいない問いと向き合わされ二者択一の答えを強要される。そして一方の立場の主張のためにはもう一方の主張に理解があったとしても選択した立場を貫き通す以外、方法はなくなる。ここに、この問いの持つ歪みは存在する。この問いは、それ自体一つの構造であり、構造に付随した力を産出する。これこそが構造的権力なのである。

### **歪められた問い（「はたらくことをめぐる論争」）**

女性の社会的経験は、<sup>8)</sup>男性の枠組みによる概念装置や用語では、十分に表現できない。しかし、同時に女性は男性の社会的体験を秩序づけるために作られている概念装置や用語を使用しなければ、自分の発言を社会的に意味あるものとすることができないのである。この二重性ゆえに、女性運動の言説は、しばしば混乱と内部対立に陥る。例を挙げて説明する。「女性が働くべきか否か」という「問題」は、女性運動の重要な論点であった。第一次主婦論争をはじめ、「職場進出論」と「家庭重視論」の対立は現在においても形をかえつつ引き継がれている。しかし、この「問い」「問題」はそれ自身抑圧的である。それは「働く」ということの意味を、市場労働に限定してしまっている。「労働」という意味は、当然にも、労働市場の形成や賃金労働の一般化よりも古い歴史を持つ。であるならば、「働く」ということの意味は当然単に市場労働を指すものではありえない。しかし、「女性は働くべきか否か」という論争では、そのことは棚上げにされてしまう。このことは女性の体験を

構造的に歪曲する。現在「労働」という概念が、賃金労働とほとんど同義に使用されているのは、男性はそれ以外の「労働」からほとんど「解放」されているからである。男性にとっては、仕事とは賃金労働を指し、仕事以外の自分の活動は余暇・自由時間であるという図式は成立しうるであろう。しかし資本主義経済はすべての社会成員を「共同体のための労働」から解放したわけではない。女性が主として担っている「家事労働」は、その労働必要量をほとんど変化させることなく、現在も存続している。女性にとっては、仕事と、余暇(仕事以外の時間)という図式はほとんど意味を持たない。ところが、女性が自分の体験を表現するのに使用しなければならない図式は、この男性の歴史的体験に基づいた図式である。ここから様々な女性の体験の歪曲が生じてくる。男性からなされる「女性は働くべきである」という主張は、このような男性の図式を前提としている。ここにある前提は、家事を行う女性は能力など必要のない活動を行っているにすぎず、しかも女性は自分自身の意思で家事を選択しているというものである。しかし女性の体験からすれば、この前提はどちらも全く間違っている。女性に課せられた家事労働は、女性自身が選択できるものでも、自由に放棄できるものでもない。女性は女性であるということで家事労働者として規定されてしまうことを拒否したいのであり、家事労働の価値を否定したいのではない。ところが女性が賃金労働を行うことを主張すれば、ここでも再び家事労働の否定として「読み込まれ」てしまう。この時論点から非常に重要な女性の体験が失われる。すなわち、「市場労働に就くか否か」は、女性自身の意思によっては決定できないという女性の体験の持つもっとも困難な状況をめぐる論点であり、現状では絶対に市場労働に就くことなどできないという女性たちの声である。家事労働時間を社会的に配分しなおすシステムなしには、「働くべきか否か」など個人としての女性が決定できることではない。こうしてこの「問い」もまた女性運動の主張を歪曲する。なぜならそれは、女性運動が硬直した主張を持っているというイメージ作りに手を貸しているからである。重要なことは、このように女性の中にもどかしさを作り出してしまう根源を「問い」「問題」自体の構造にさかのぼって明らかにすることである。「女性は働くべきか否か」という「問い」自体が、「問題のたて方」自体が抑圧的なのである。それは、第一に女性のみに向けられた問いであるからだ。この「問い」は、「問い」自体の中に、「女性は『働く』ということにおいて、男性とは異なる権利・義務関係を持つ」ということと承認させるという効果を持っている。この「問い」が性別役割分業観の現れであることは全く自明のことである。この前提が、女性の家事労働の評価と労働市場への平等の参加要求を同時に行うことを不可能にしている。そしてこの前提は、女性の活動をその活動内容の必要性や他者にとっての重要性から評価し、女性自身の権利の問題としてはほとんど考慮しないという前提を再生産する。問題なのは、女性の労働の権利という問題を、労働内容や社会的必要性や他者にとっての必要性と不当に適合させるこの「問い」の歪みであり、家事労働をあたかも女性の自然の役割のように女性という身体カテゴリーに接合させる制度である。この制度をうたない限り女性運動は自動的に内部対立を起こされてしまう。やはり「問い」の構造を見抜き、「問い」を立て直す

しかない。

### 問いに答える女性の自発性と権力作用

ではなぜ女性がこうした歪められた「問い」に自発的に関与し、「問い」に答えてしまうのか、そしてその「問い」に答えることで自らを権力の媒体として実現してしまうのかを考えてみる。まず支配的な社会規範が「問題」のたて方を決定する。「問題」はそれに対する答え方をも決定する。「問題」は内部に非常に複雑な前提条件を持つ。その複合性は、社会成員であるところの女性運動の担い手たちにも共有されていることと、そうした複合性を持つ「問い」にもかかわらず、答え方は一義的に決定されていることが二重拘束状況を生む。すなわち、「複雑な前提の複合」というそれ自体を否定したいのに、「問い」はそれを不可能にしてしまう。「問い」に対して肯定するか否定するかということが高度の政治的利害効果を持つということが、あまりにも強く感受されているゆえに、肯定でも否定でもなく、その前提の<sup>9)</sup>「複合性」に対して批判しようとする言説自体をも、そのどちらかにより判定し裁定してしまう。結果として「前提条件の複雑な複合」という観念自体は、自然なもののように再生産されてしまうのである。女性運動の担い手たちは、「問い」への答え方が女性の利害状況に対して一元的尺度で解釈されることを知っている。運動主体としては、答えそのものよりも、答え方のもつ女性の利害状況に対する発言の効果のほうが重要なのである。しかしこれこそ罠である。<sup>10)</sup>こうした禁止の圧力をかけること自体が支配的な社会規範に抵触し、女性運動の言説の社会的力を否定し無効化するような効果を生むのだ。「問い」そのものが歪められている時、その「問い」への「答え」が持つ政治的効果のために否定し禁止しなければならなくなる言説はあまりにも当然の疑問を含んでしまう。女性内部の対立が始まる。そして、男性による「自由」という名の女性運動の無効化が開始される。それがあつ程度説得力をもつように仕組まれているとすれば、この全体の構図はやはり、一つの権力作用であると言いうるだろう。問いに対する発言者は女性であるために女性自身の考えとして「標本化」されてしまう。そして問いへの答えを呈示したのは女性であるために、問いという形で行使された女性運動を特定の方向に導いてしまった力は、その作用した痕跡消してゆく。作用した痕跡を消す権力。すなわち行為者の自発的な行為を巻きこむ権力。それは社会構造自体にはらまれた権力であり、特定の個人の意図には還元できない権力作用である。これこそを家父長制と呼ぶ。

## 2. 「家」と「家父長制」

### (1) 「家」の発明

「家」制度は、ひさしく「封建遺制」と考えられてきたが、近年の家族史研究の知見は、「家」が明治民法の制定による明治政府の発明品であることを明らかにした。最初の民法案ができてから、制定されるまでに10年かかっている。そして民法典論争を経て、結局

最終案が施行されるまでに8年かかっている。民法の成立にこれだけの時間がかかったこと自体が、民法が制定する家族制度が、複数のオプションの中から紆余曲折を経て政治的につくられたものであることを証明する。「家」制度は、近代国民国家に適合的に形成された家族モデルであり、逆に国民国家もまた、家族モデルに適合的に形成された。伊藤幹治は、『家族国家観の人類学』(伊藤幹治、1982年)の中で「家」の観念がいかにして明治政府の官僚によって発明されたかを、克明に論じている。「ここでは、国家レベルの天皇と国民の関係が、家族レベルの父母とその子孫の関係のアナロジーとして捉えられ、また、天皇が親に、国民がその子に擬せられている。天皇に対する「忠」と親に対する「孝」という儒教においては全く別のものとされている道德思想が、日本では強引にくっつけられて「忠孝」と呼ばれるようにされたのである。「忠孝」は不即不離、一体の概念であるかのようにされてしまった結果、親のために子がつくすということと、国家のために人民が犠牲になるということとは同じ事であるというふうに、国民は思い込まされてしまったのである。こうして明治政府は家の倫理が国の倫理に従属するように、「家」制度を人為的に作り上げた。

## (2) 「家」と「家父長制」

家族と国家、すなわち私領域と公領域とのあいだには以上に見てきたように、相互に強い依存と干渉のかんけいがある。自律的で共同的な生存領域を、ふたつの相互依存的な領域に分離したのが近代社会であった。しかもその間にはあらかじめ非対称な関係が埋め込まれ、<sup>11)</sup>私領域は公領域の「シャドウ」として、見えない存在となったのである。したがってその過程でつくられた「家」制度は、少しも「伝統的」な「封建遺制」などではなく、近代化が再編成した家族、すなわち近代家族の日本型ヴァージョンであったと言える。家父長制は一見歴史の舞台から姿を消したかに見えるが、フェミニストにより再定義されている。それは、近代家族に固有の性支配を説明する概念としてである。今日の家父長制とは、男性が女性を支配し、年長の男性が年少者を支配する社会構造を指す。拡大家族における「父の支配」も、夫婦家族における「夫の支配」もともに「家父長制」の変種である。「両性の合意」の見かけのもとに、戦後民主的な「友愛家族」が成立したように思われたが、法的平等の背後に性別役割分担による社会・経済的不平等があるところでは、戦後家族においても、「夫の支配」は継続した。すなわち、「父の支配」から「夫の支配」へと移行しただけである。以上が家父長制の現在に及ぶ姿である。

## (3) 家父長制が残した通説

以上に述べたように家父長制は父の支配から夫の支配へと、その形態を移した。夫による妻への支配は女性に女性独自の役割を担うことを要求した。男性にとって家庭とは、仕事からの避難所、愛と慰めの聖域とされた。女性は家庭において男性を解放する役目を負わされる。このような役割分担は男女問わず、人々の意識の根底に定着した。それは、女

性の社会における抑圧を生む。男性の領域とされる職業に女性が進出すれば、彼女らは例外的な場合として扱われる。「女医」あるいは「女流作家」といった表現は、それを如実に物語っている。また「セクシュアル・ハラスメント」という概念は、男性から女性に向かって行為の主体は存在すると考えられ、女性から男性に向かう場合は、「セクシュアル・ハラスメント」とは呼ばれず、「逆セクシュアル・ハラスメント」と呼ばれる。男性中心に仕組みられた社会では、言葉の概念規定にも始めから女性は含まれず、女性が関与している場合に限り、新たな概念を持った新たな言葉が創造されるのである。権力は姿を変えて生き続けるのが現状である。

### 3. 職場に見られる権力作用

#### (1) 市場労働における女性の権利獲得の程度

ここでは市場労働者の女性を「総合職」と「一般職」とに区別して比較する。企業は基本的にコース別雇用管理を採用する。これは職務内容をあらかじめ基幹業務と補助業務、つまり総合職と一般職に区分して人材の振り分けを行うことである。以下では総合商社の事例を取り上げて考察する。まず一般職の女性の場合、能力開発は十分に施されない。入社後の研修ではOJTと呼ばれる、担当業務の実施指導及び組織人としての自覚の養成、礼儀・作法・規律の指導が行われる。また人事部が主催する心構えなどについての全般的な研修と、各部が配属された新人を対象に行う基礎研修が行われる。他方総合職の女性の場合、一ヶ月間の合宿研修では、ビジネスマンとしての意識の切り替えを図ると同時に、ビジネスマナー、簿記経理、外国為替、貿易知識などの基礎的な実務知識を修得する。さらには、研修終了後も続く英会話研修、OJTが行われる。研修を比較してみると、総合職、一般職に対する企業の期待の差が見てとれる。昇進、昇格では、一般職はそのコース内のものに限定されてしまう。しかし一般職で採用された女性の中にも総合職との処遇の差に不満を抱き、他産業へ転職したり、資格取得のために退職するという意欲的な人もいる。このような女性の出現を反映して、某商社では「女性の活性化」と銘打って女性の間接職導入の提案がなされた。ところがこの内容も真に女性の処遇を平等にするものではなく、女性間差別をもたらすものとして、一般職の中から反発が生まれた。

#### (2) 雇用に関する権力作用

商社はもともと男女二本立ての賃金体系であったのが、男性は総合職、女性は一般職と呼称を変更され男女雇用機会均等法以前から、コース別人事制度は存在した。この人事制度は性の違いに結びついた雇用管理であり、女性に女性固有の役割を押し付けるものである。以後、人事は女性総合職の人数を増やすことで性差による雇用管理の実態を隠蔽した。結果、人事制度は採用時のコースにより女性を二分した。総合職の女性は男性と同等の能力、労働義務が求められ、仕事に関心を持って企業を動かす一成員として規定される。他

方、一般職の女性は仕事を重視しないで、別のところに関心の的があるように規定される。総合職、一般職問わず個人の資質、仕事に対する意欲は人事制度の持つ基準により無条件に規定されてしまうのである。こうして企業社会においても権力による女性の抑圧は、確認できる。

## おわりに

以上に見てきたように女性を抑圧する権力作用は、形を変えて生き延びる。それは女性を二極分解し、権力作用の実態を隠蔽する。企業社会において男性と権利を大部分同等に享受できる女性と、できない女性との間を分断する線は、「社会あるいは仕事に関心を持っていると、男性あるいは人事制度から判断されるか否か」ではないだろうか。一般に男性は社会の問題に目を向けやすいのに対し、女性は日常の問題に目を向けやすい。つまり権利を享受できる女性とは社会の問題と格闘し、男性とそのような問題を共有すると、男性によって判断される女性と考えられる。男性の基準をクリアした女性に限り、権利を見事獲得できるのである。女性の二極分解によりフェミニズムは新たな問題に直面している。

## 注

- 1) 江原由美子『フェミニズムと権力作用』勁草書房、1998年、12ページ。
- 2) 同上、13ページ。
- 3) 同上、14ページ。
- 4) 同上、15ページ。
- 5) 同上、15ページ。
- 6) 同上、17ページ。
- 7) 同上、17ページ。
- 8) 同上、20ページ。
- 9) 同上、31ページ。
- 10) 同上、30ページ。
- 11) 上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』岩波書店、1994年、75ページ。

## 参考文献

江原由美子『フェミニズムと権力作用』勁草書房、1988年。

上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』岩波書店、1994年。

藤井治枝、渡辺峻『日本企業の働く女性たち』ミネルヴァ書房、1998年。